



抜粋

登録実践研修機関・登録日本語教員 養成機関に関する省令等の案について

令和5年7月24日

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の
検討に関するワーキンググループ（第2回）資料2

研修事務規程の認可の審査に関する確認事項（案）①

登録実践研修機関が定める研修事務規程の認可に当たり確認する事項（案）

（科目の実施方法に関すること）

- 各科目が、実践研修の目的に照らし、それぞれの科目を担当する能力を有する指導者が実施し、適切な教材を用いて、適切な時間配分により、体系的に行われているか。
- 実践研修の目的に照らし、適切な修了の要件を設けているか。
- 実践研修は、対面に相当する効果を有するオンライン授業（同時双方向・教員や他の受講者とのやりとりの機会の確保等の一定の要件を満たすオンデマンド）で履修させることができる。ただし、教壇実習に関する科目及び模擬授業に関する科目のうち、授業の補助又はその予行演習を行う部分については、対面でなければならない。

（教壇実習に関する科目に関すること）

- 教壇実習に関する科目は、5人以上の生徒に対して同時に行われる日本語教育の授業（教壇実習機関が開設する通常の日本語教育課程の一部又はそれに相当する実施形態であるものに限る。）の補助を行うものになっているか。

※「授業の補助」とは、教壇実習の指導者の指導・助言の下、受講者が教壇に立つ実施形態を指す。

- 教壇実習に関する科目は、受講者1人につき45分以上の授業の補助を単独で2回以上行うものになっているか。
- 教壇実習機関は認定日本語教育機関であるか。ただし、以下のすべてを満たす場合は認定日本語教育機関以外も可能。

①登録日本語教員養成機関の登録も受けた者が実践研修を実施すること

②教壇実習機関が日本語教育課程を実施していること

③認定基準で示す主任教員に相当する者の配置等上記日本語教育課程を適正に実施する体制を有すること

※具体的には、登録日本語教員養成機関内の教壇実習のほか、認定機関・外国の大学・企業・難民を対象とした日本語教育機関、地域の日本語教室等との連携による教壇実習が想定される。

※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「小学校等」という。）を教壇実習機関とする場合の要件は、今後引き続き検討する。

【これまでのWG・小委員会での関連する御意見】

- ・小学校等を教壇実習機関とする場合、日本語教育の授業を受ける児童生徒は5人未満でも可としてもよいのでは
- ・小学校等を教壇実習機関とする場合の受講者は、児童生徒に指導を行う素養を有すべきとの観点から、一定の要件を設けるべき

研修事務規程の認可の審査に関する確認事項（案）②

- 教壇実習機関と登録実践研修機関との間において、教壇実習に関する科目の実施に関し必要な事項を定めた協定を締結しているか。
- 教壇実習機関に認定日本語教育機関（経過措置期間は法務省告示機関・大学でも可）において日本語教育に3年以上従事した経験を有する指導者を1人以上置いているか。当該指導者が同時に指導する受講者の数は、20人を超えていないか。
※地域の日本語教室等が教壇実習機関となる場合、教壇実習機関側で指導者の要件を満たす者を確保することが難しい場合も想定されるため、受講者に必要な指導を行うことが可能な登録実践研修機関等の指導者が教壇実習機関で指導に当たるなど、指導者の在り方は引き続き検討する。

（指導体制等に関すること）

- 実践研修を実施する学科等に所属し、実践研修内容の編成等の責任者となる指導者を置いているか。
- 実践研修の実施に係る事務の責任者を置く等の必要な職員の体制を整備しているか。

※各登録実践研修機関の研修事務規程が上記基準を満たすかどうかは、審議会が策定するコアカリキュラム（仮称）を参照して個別の申請ごとに判断する。

養成業務規程の変更命令の要否の審査に関する確認事項（案）



登録日本語教員養成機関が定める養成業務規程について変更命令の要否の審査に当たり確認する事項（案）

（科目の実施方法に関すること）

- 各科目が、養成課程の目的に照らし、それぞれの科目を担当する能力を有する教授者により、適切な教材を用いて、適切な時間配分により、体系的に行われているか。
- 各科目の実施に当たり、通常の受講者が授業時間の二倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外に行わせるカリキュラム内容となっているか。
※授業時間を法が求める最低授業時数より増加する場合は、当該増加分以内で授業時間外の学習を減ずることは可。
- 教授者数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適切な数の受講者数を定めて行われているか。
- 養成課程の目的に照らし、受講者の能力を確認するための試験等の適切な修了の要件を設けているか。
- 授業をオンラインで行う場合、対面に相当する効果を有すると認められるもの（同時双方向・教員や他の受講者とのやりとりの機会の確保等の一定の要件を満たすオンデマンド）であるか。

（教授体制等に関すること）

- 本務等（仮称）の教授者の中から主任者を置いているか。
※本務等（仮称）教授者とは、養成課程の編成その他の当該養成課程に係る業務について責任を担う教授者であって、専ら当該養成課程を置く登録日本語教員養成機関（学部や学科等で養成課程を実施する場合は当該学部や学科等）の教育に従事するもの又は本務として当該養成課程を置く登録日本語教員養成機関（上記学部や学科等）の教育に従事するものをいう。なお、養成課程を置く登録日本語教員養成機関（上記学部や学科等）で専ら又は本務として教育に従事するものであるため、養成課程の業務のみに専ら又は本務として従事することを求めるものではない。
- 養成課程の収容定員数133人につき1人以上の本務等（仮称）の教授者を置いているか。その上で、本務等（仮称）の教授者の数が3人を下回っていないか。
- 養成課程の実施に係る事務の責任者を置く等の必要な職員の体制を整備しているか。

（受講手数料に関すること）

- 手数料の額が養成業務の実施に要する費用に照らし、適正な額となっているか。

※各登録日本語教員養成機関の研修事務規程が上記基準を満たすかどうかは、審議会が策定するコアカリキュラム（仮称）を₃参照して個別の申請ごとに判断する。